

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 8 号
件 名	B 型肝炎被害者の救済を求める意見書の提出について
要 旨	<p>B 型肝炎ウイルス感染者が全国に 140 万人いるとも言われる中で、6 歳以下の幼いときに国が行った集団予防接種で、注射器の使い回しにより B 型肝炎に感染した被害者は相当数いると推定され、新潟市においても同様ですが、政府も自治体もその実態を把握されていないのが実情です。</p> <p>このウイルス性肝炎の持続性感染者は、慢性肝炎から肝硬変や肝臓がんに進行して命の危機にさらされる確率が高く、医療費の高額負担と社会的差別・偏見にも悩まされている方が少なくありません。</p> <p>集団予防接種による B 型肝炎ウイルスへの感染については、2006 年 6 月に最高裁が、ウイルス感染の危険性を認識しながら注射器の使い回しを放置したとして国の責任を認め、北海道の 5 人の勝訴が確定しています。</p> <p>しかし、国が患者の一律救済に応じなかったために 2008 年 3 月に別の 5 人が提訴し、その後も提訴が相次いで新潟など全国 10 地裁で 590 人が係争中で、原告側は集団予防接種が原因とされる患者全員の救済を求めています。国は今年 3 月の札幌、福岡両地裁の和解勧告を受けて、5 月 14 日の北海道地裁の口頭弁論で地裁の和解勧告に応じる意向を表明しましたが、財源問題から救済対象者を限定して C 型肝炎感染者とは比較にならない少額の一時金を提示され、和解協議が難航しています。</p> <p>以上の状況から地方自治法第 99 条に基づき、新潟市議会として政府に対して下記の事項について意見書を提出してくださるよう陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 22 年 12 月 2 日 市民厚生常任委員会
受 理	平成 22 年 11 月 12 日 第 3 7 2 号

記

- 1 国は、多数の被害発生に関する責任を認めて被害者に謝罪すること。
- 1 被害回復として、薬害肝炎救済法と同一基準の一時金を支給すること。
- 1 肝炎対策基本法による、医療費支給、生活支援の恒久対策の充実すること。
- 1 予防接種行政を検証する第三者委員会を設置し、真相を究明すること。